

第三者評価 評価結果（児童相談所・一時保護所）

①第三者評価機関名

株式会社 経営志援

②施設・事業所情報

運営主体：名古屋市		種別：一時保護所
事業所名：名古屋市東部児童相談所		
代表者名：東部児童相談所所長 橋本 好司		定員：25 名
所在地：名古屋市緑区鳴海町字小森48-5		
TEL：052-899-4630		
ホームページ： https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-3-3-17-0-0-0-0-0-0.html		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成30年 5月 7日		
職員数	常勤職員：14名	非常勤職員：11名
専門職員	指導員	
	保育士	
施設・設備の概要	居室（個室）×8、 居室（4人部屋）×3 居室（幼児）×1	室内運動場、屋外運動場、食堂、 浴室（男女×各1）、トイレ（男女×各1）、洗濯室
	職員室、指導員室、保育士室、面接室 ×各1	厨房、学習室、保健室、幼児遊戯室、夜間居室

③理念・基本方針

【基本的援助理念】

一時保護所は、子どもにとっては24時間生活の場であるが、単にそれだけではなく、その機能から、行動観察、しつけ、教育的要素等を含んだ場であるといえることができる。以下の3つを基本的援助理念として心がける。

（１）情緒の安定及び健康な心身の維持増進

子どもは危機的状況の中で一時保護されるので、その目的にかかわらず子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図るよう留意する。

（２）社会性の養成

一時保護所における生活は、子どもにとって、退所後の生活への適応を図るための重なる経験や学習の場でもある。次のような社会性を養成するようにする。

ア. あいさつ、言葉遣い、思いやりの心、基本的マナー、協調性、けじめ

イ. 物を大切にすること、整理整頓の習慣、責任感の増大、自己表現力の向上、自主性の養成

ウ. 自己尊重感や自己肯定感の高揚

（３）子どもの発達段階や状況に応じた生活援助

一時保護所に保護されている子どもは、年齢は未就学児童から思春期まで、その背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々である。児童養護施設、知的障害児施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等、様々な施設が対象となる子どもや、不法残留の子どもや性的加害児や被害児等も一時保護されている。一時保護所とは、このような子どもが同一の狭い空間の中で集団で生活をする場所である。そして毎日のように入退所があり、子どもの安全確保のために、子どもは自由に外に出ることができない閉鎖された環境で、家族や親しい友だちから引き離された不安定な気持ちを抱えて集団生活をしている。そのために、子どもは寂しさや不安などから、情緒的に不安定になり、それを怒りとして表現したり、それが身体症状や精神症状として出てくる場合がある。

一時保護されている子どもには、一人ひとりの発達段階や状況に応じた適切な援助を確保することが重要である。性被害を受けた子どもには個室を提供し、同性の職員ができるだけ、そばにるようにする等、生活空間の居心地を向上させるように配慮する。

④施設・事業所の特徴的な取組

・担当制を導入し、担当職員との面接を通して子どもの話をじっくり聴く機会を設けている。集団が基本ではあるが、担当制導入により子どもへの個別ケアに関して効果が表れてきている。

・男子棟、女子棟、幼児のスペースを分け、プライバシーに配慮した造りとなっている。

・子どもたちが体を動かすことができる運動場や室内運動場を設け、ドックセラピーやドッチボール、コマ回し等の活動が行われている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 6月 1日（契約日） ～ 令和 7年 2月 5日（評価決定日） 【令和 6年 10月 28日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回

⑥総評

◇特に評価の高い点

【情報管理の徹底】

個人情報の取扱いは、「東部児童相談所における情報の保護及び管理の方法に関する定め」に基づいて行われており、子どもの個人情報に関する書類は、職員以外入室できない職員室に保管されている。また、一時保護中の子どもの入所日等の情報は、外からは見えない職員室のホワイトボードに一覧にて管理し、随時最新の情報に更新している。情報管理に関するマニュアルの整備や研修により、個人情報保護に努めている。

【職員間、医療機関等との情報共有と連携】

シフト制の勤務のため、適切な情報共有に努めている。月2回の係会議、1日朝夕の2回の申し送り、それらに参加できない場合用に申し送りノート、保育士間では引継ぎノートを活用している。看護師が子どもの健康管理を中心に担っており、主治医や近隣の医療機関との連携及び協力体制を整えている。引継ぎ時にも健康情報を共有する仕組みがあり、何かあれば相談できる体制がある。

◇改善を求められる点

【事業計画の策定及び目標設定】

業務の性格上、緊急突発的な業務が多いことから、事業計画を策定しづらい面も考慮できるが、事業計画におけるPDCAサイクルに基づいた評価、見直しが行われていない点は改善の余地がある。職員の人材確保や人材教育の方向性、一時保護所が目指すビジョン等を明確にし、さらには今回の第三者評価から明確となった課題の改善に向け、組織的かつ計画的に取り組むことが望まれる。

【職員の学びの保障】

職員のスキルアップを目的とした研修計画は策定され、年間を通して研修が行われているが、職員からはもっと学びたいとの意向がある。自ら受講したい研修が受けられる体制づくりや会計年度職員も含めた研修受講による専門性の向上が支援の質の向上に繋がることから、積極的な学びの保障に取り組まれない。

【事務作業等の軽減化】

書類や記録等は基本紙ベースでの管理となっており、管理や記入等に関して職員の負担軽減のためにも、PCの増台や記録のICT化などによる事務負担等の軽減化と、軽減した時間を子どもとのかかわり充当することで、さらに質の向上を目指されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

評価をいただいた「情報管理の徹底」については、各職員注意を払っており、今後も継続できるよう取り組んでいきたい。

また、「職員間、医療機関等との情報共有と連携」については、十分ではない状況と捉えており、今後も円滑な情報共有を行うため、継続して見直しを行いたい。

一方、改善を求められる点で挙げていただいた「職員の学びの保障」については、当施設としても課題であると認識しているところ、保護所職員のスキルアップに関し研修が体系化されておらず、研修の機会を確保する体制を作ること難しい中ではあるが、専門性の向上に繋げるため、機会の確保に取り組むたい。

「事務作業等の軽減化」については、PCの増台等、できるところから改善に努めたい。

今回初めて第三者評価を受審し、客観的な視点でご指摘をいただいた点を踏まえ、一時保護所の役割や理念を再度組織で共有し、適切な運営に努めていきたいと考えている。

⑧第三者評価結果

別紙の「児童相談所一時保護所第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

児童相談所一時保護所第三者評価結果

※すべての評価細目(59項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。
【参考】判断基準について
【a】:適切に実施されている。目安として100点満点中80点以上。
【b】:改善の余地がある。目安として100点満点中20点～79点。
【c】:ほぼ実施できていない。目安として100点満点中19点以下。
【参考】各着眼点の基準について
【○】:できている。
【△】:改善の余地がある。
【空欄】:ほぼできていない、もしくは一時保護所に該当しない。

評価対象Ⅰ 子ども本位の養育・支援

I-1 子どもの権利保障

		自己評価	第三者評価結果
I－1－(1) 権利保障			
I－1－(1)－① 子どもの権利に関する説明			
No. 1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか。	a	a ・ ⑥ ・ c
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか。	△	
	子どもの権利を説明するツールを作成・活用している。		
	日常生活の中で伝える取組をしている。		
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか。	○	
	職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している。		
＜判断した理由・特記事項＞ 入所時の説明用として面接室に低学年以下、高学年以上向けの子どもの権利を説明する資料や苦情申出先の案内を設置している。子どもの理解に応じてわかりやすく説明するよう心がけているが説明事項が多く、また子どもの能力や入所時の精神状態から難しい現状も見られる。そのため、入所後も都度声をかけたり指摘するなどして伝えているが、子ども会議を通じて子ども自身で理解するための取組やよりわかりやすく説明する方法については改善の余地がある。			
I－1－(1)－② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築			
No. 2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか。	b	a ・ ⑥ ・ c
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか？	△	
	子どもが意見等を表明してよいことを分かりやすく説明している。		
	子どもの意見等を積極的に把握する取組が行われている。		
	子どもが意見等を言いやすくなるような工夫がされている。		
	子どもから、意見等が出されている。		
	子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがある。		
	苦情解決の体制が整備されている。		
2-2	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか。	△	
	子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている。		
	実際に子どもの意見等が反映された事例がある。		
＜判断した理由・特記事項＞ 担当制を導入しており、入所1週間後の担当職員による面接で担当であることを伝え子どもの話をじっくり聴く機会を設けている。その際は子どもの様子を見ながら無理には引き出さない姿勢で、話しやすい雰囲気づくりを心がけている。また、子ども会議で今週の目標や昼食の献立等の意見を聴いたり、担当以外の職員や児童福祉司、児童心理司による聴き取りアンケートが実施され、その集計結果を掲示している。しかし、子どもが主体となっていく場面が少ない点や、意見箱の設置場所が施錠された面接室のため職員に声をかけなければ書けない点は課題である。			

I-1-(2) 子どもに対する説明・合意			
I-1-(2) -① 保護開始に関わる説明・合意			
No. 3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか。	a	a ・ ⑥ ・ c
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか。	△	
	保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している。		
	一時保護の期間等について、できるだけ具体的な見通しを伝えている。		
	一時保護所での生活、注意事項を説明している（例、私物の取り扱いなどを丁寧に説明している、子ども同士で個人情報を交換しない等）		
	リーフレット等のツールを作成・活用している。		
	子どもに分かる表現を用いて、具体的に説明をしている。		
<判断した理由・特記事項等> 入所時の面接時には、子どもの年齢や入所に至る背景を考慮しながら説明している。子どもの権利や苦情申出先、生活のルールや注意事項を説明している。説明するツールはルビふりや挿絵など工夫されているが、文字が多いため子どもがより理解できるようにイラストや写真、動画等の活用や年齢別のツールを作成するなどさらなる工夫に期待したい。			
I-1-(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限			
No. 4	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか。	b	a ・ ⑥ ・ c
4-1	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか。	△	
	外出、通学、通信、面会、行動等が最小限となるよう、十分に検討されている。		
	個別処遇を行う場合など、子どもの意に反した対応を行う場合には、保護所の職員だけでなく児童福祉司や児童心理司を含めて、その対応や期間等について検討を行っている。		
	個別処遇を行う場合には、むやみに長くないよう適宜その必要性について検討を行っている。		
	子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない。		
4-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか。		
	子どもがその制限に不満や不服を言う場合には、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるよう努めている。		
4-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか。	△	
	制限を行っている場合には、その理由や経過などに関する記録がある。		
4-4	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか。		
	制限などが不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている。		
<判断した理由・特記事項等> 基本的に、外出、通学、通信、面会の制限は児童福祉司の指示のもと対応している。通学は、人的・物理的に困難なため、学校行事などの場合のみの対応となっている。問題行動のあった子どもは行動制限として個別援助を実施しており、長くても1日を			
I-1-(4) 被措置児童等虐待防止			
No. 5	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか。	a	a ・ ⑥ ・ c
5-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか。	○	
	しおり等に、どういう場合に、どこに相談・連絡したらよいのが記載されている。		
5-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか。	○	
	子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている。		
	子どもの心のケア等が行える体制が構築されている（職員配置、関係機関連携等）		
	事例がある場合は、適切な対応が行われていた（心のケア、調査、再発防止等）		
5-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか。	△	
	職員研修等が実施されている。		
	虐待防止のための組織運営面での取組が行われている。		
<判断した理由・特記事項等> 入所時の面接で、相談があれば担当制度があることや意見箱、第三者委員会等が活用できることを伝えている。子どもの権利が侵害される事態が生じた際には、すぐに所長補佐に報告することが徹底され、担当職員や児童福祉司、児童心理司等児童相談所全体で再発防止に取り組む体制はある。職員に対して虐待防止や子どもの権利に関する研修は行われているが、職員全員の参加や定期的な実施、人権チェックリストによる振り返りと課題の改善といったPDCAサイクルに基づいた取組が望まれる。			

I-1-(5) 子ども同士の暴力等の防止			
No. 6	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか。	a	①・b・c
6-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか。 しおり等に、どういう場合に、どう対応したらよいか記載されている。		○
6-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか。 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている。		○
6-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか。 職員研修等が実施されている。 子ども同士での権利侵害防止のための組織運営面での取組が行われている。		○
＜判断した理由・特記事項等＞ 子どもには入所面接や毎日のHR（ホームルーム）で約束事として、みんなと仲良くすること（暴力はダメ、言葉の暴力もダメ）やボディタッチしてはいけないことを説明している。何かあれば日記に書いて伝えることもでき、そこから気づくこともある。トラブルが発生した場合は双方の話を聞き、必要に応じて個別援助を行っている。夜間時のトラブルは職員数が限られるため、場合によって警察に応援を要請することがマニュアルに明記されている。トイレは死角になりやすく、1人ずつ使用するなど防止策も実施されている。			
I-1-(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮			
I-1-(6) -① 思想や信教の自由の保障			
No. 7	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか。	b	a・②・c
7-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか。 特別な配慮を必要とするかの把握を行う仕組みがある。 特別な配慮を必要とする子どもの受入れについて、どのような対応を行うかが検討されている。 特別な配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、適切な対応が行われている。		
＜判断した理由・特記事項等＞ 子どもの情報は担当児童福祉司からの情報や保護票・援助方針会議などから把握している。外国語を話す子どもには翻訳アプリ等を活用して対応するなど配慮している。文化、慣習、宗教等特別な配慮が必要な子どもの事例は少ないが、受入れ時には対応について職員で検討する仕組みがある。他の子どもに理解を求める必要がある場合には、その理由を説明し子どもが安心して過ごせるように配慮している。今後は、様々な国の子どもが増えることを考慮し、手引き内に盛り込み今後に繋げていくことに期待したい。			
I-1-(6) -② 性的なアイデンティティへの配慮			
No. 8	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか。	b	a・③・c
8-1	性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか。 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入れについて、どのような対応を行うかが検討されている。（居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性） 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、子どもの意向に沿った対応が行われている。		△
＜判断した理由・特記事項等＞ ハード面では男女の生活スペースが分かれているため、セクシャルマイノリティ（性的少数者）の受入れの際は、都度職員で協議を重ね対応している。基本的には生まれ持った性の個室、トイレ、お風呂を使用し、トイレやお風呂は1人で使用している。集団生活が基本の施設のため、受入れや対応の困難さを感じられる。性が多様性の時代であり、職員だけでなく子どももセクシャルマイノリティ（性的少数者）について理解できる取組があると良い。			

I-2 養育・支援の基本

		自己評価	第三者評価結果
I-2-(1) 子どもとの関わり			
I-2-(1) -① 安全感・安心感を与えるケア			
No. 9	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか。	b	a・④・c
9-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか。 子どもの状況を踏まえ、一時保護所以外での保護を行う選択肢を含めて、適切な保護の方法を検討している。 緊急保護後、一時保護所での保護がなされない場合には、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている。 保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている。		

9-2	子どもへの接し方、対応は適切であるか。	△	
	すべての子どもに対して、公平に接している。		
	子どもに対して、上から目線ではなく、水平目線で接している。		
	不適切な言葉づかいや態度をとっていない（威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等）。		
	子どもの呼称には敬称をつけている。		
	集団の規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ（自由や家庭的な雰囲気）を大切にしている。		
	異性の職員が関わる際には、個室で2人にならない、適切な距離を保つなど、十分に配慮して対応している。		
9-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか。	△	
	子どもにとって安心できる距離で関わっている。		
	「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している（職員が常に見える場所にいる、いつでも子どもが職員に話しかけられる状態とする、適切に目配りする等）。		
	気持ちが不安定な子どもには、子どもが愛着を感じる、安心感につながるものを手元に置くなどの配慮を行っている。		
9-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか。	△	
	子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解している。		
	子どもの大人に対する怒りを受け止める対応を行っている。		
	子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感できるように傾聴している。		
9-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか。	△	
	プライバシーの配慮に関する職員研修等の取組みが行われている。		
	子どものケアにおいて、プライバシーに配慮した対応が行われている。		
＜判断した理由・特記事項等＞ 子どもとのかかわり方について研修が行われており、参加できない職員はその動画を視聴できるようにしている。手引き内の基本的援助理念には、援助の3要素である「ほめる」「注意する」「教える（考えさせる）」を基本に行うこととしており、適切にほめることでラポール（信頼関係）の形成に繋がるよう援助している。小学生以上は同性の職員が担当することで安心感を与える一方、非行、虐待等の子どもと分離できない点や私物の持ち込み等は課題である。また、子どもから見える場所で職員同士が話す場面が見られ、プライバシーの漏洩や子どもの不安に繋がる恐れがあり気になる。			
I-2-(1) -② エンパワメントにつながるケア			
No. 10	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
10-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか。	○	
	全体に対して伝えている。		
	個々の子どもに伝えている。		
10-2	表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか。	△	
	子どもが主体的に活動できる場面をつくっている。		
	子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている。		
＜判断した理由・特記事項等＞ 子どものアンケートなどから自己肯定感が低い様子が見られ、職員は適切な場面でほめることを意識している。それによって、食事面において適切に食べられることに繋がった事例がある。また、注意は他の子どもの前ではなく1対1で行うことも意識している。日課に美術や音楽、体育やレクリエーションを取り入れ、自身の作品を作成して表現したり体を動かす機会を設けている。アンケートや日記、子ども会議やHR（ホームルーム）で意見を聴く機会は多々あるが、子ども会議が職員主体ではなく子ども主体で実施できるような工夫に期待したい。			
I-2-(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮			
No. 11	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
11-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか。	△	
	子どもからの生活歴の聞き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している。		
	子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている。		
	警察からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている。		
	聞き取りを行う職員が、必要な技法を習得している。		
	職員が聞き取りの技法を学ぶ機会を提供している。		

11-2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか。	○
	子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する場合には、その旨を子どもに説明している。	
<判断した理由・特記事項等> 子どもからの聞き取りの際は、子どもの年齢や入所に至る背景を考慮し、無理に引き出すのではなく子どもが話しやすい雰囲気づくりと何でも聞く姿勢で対応している。児童福祉司では引き出せない本音も往々にして聞くことができる。聞き取りの技法についてはOJTによる指導のほか外部研修等行われているものの、その後の共有が資料の回覧のみであり学ぶ機会としては弱い。子どもから聞いた話は担当児童福祉司と共有することを子どもに説明し、理解を得るようにしている。		

評価対象Ⅱ 一時保護所の環境及び体制整備

Ⅱ-1 適切な施設・環境整備

		自己評価	第三者評価結果
I-1-(1) 設備運営基準の遵守			
No. 12	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
12-1	子どもの保護ができる場が用意できているか。		○
	定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている。		
12-2	開放的環境における対応が可能となっているか。		△
	一時保護所内での開放的環境が確保されている。		
	子どもの状況に応じ、一時保護委託等の検討が行われている。		
12-3	一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか。		○
	一人あたりの居室面積が基準以上となっている。		
	居室定員の上限を超えていない。		
	子どもの年齢に応じ、男子と女子の居室が分かれている。		
12-4	プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか。		△
	居室において、プライバシーへの配慮の工夫がされている。		
<判断した理由・特記事項等> 居室は庭に面して設けられており、自然光が入る明るい環境である。食堂も採光が確保され、開放的な環境が整備されている。集団生活を送るための規則・ルールはあるが、できる限り子どもの意向等も尊重した対応に努めており、閉鎖的な雰囲気は感じられない。居室、トイレ、風呂などは男女別に分け、未就学児には十分な保育スペースや生活環境、園庭などが整備されている。一方、個室が少ない点はプライバシーへの配慮面において課題である。			
I-1-(2) 個別性の尊重			
No. 13	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか。	c	a ・ ㉔ ・ c
13-1	個性が尊重される日課・ルール・環境となっているか。		○
	子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている。		
	保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個性が尊重されるよう検討されている。		
	私服の着用が難しい場合には、子どもが理解・納得するよう説明している。		
	頭髪の色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている。		
13-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか。		△
	できるだけ個室で生活できるよう調整している。		
<判断した理由・特記事項等> 子どもの個性の尊重、安心感を持ってもらうため、頭髪は個性を尊重している。また靴は私物の使用を認めている。私物がない場合等には、保護所の服や靴の中から子どもに選んでもらい、子どもの好みをできるだけ尊重するように対応している。下着は新しいものを提供するようにしている。個室に関しては前項同様少ない点は課題である。			
I-1-(3) 生活環境の整備			
No. 14	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
14-1	安心して生活できる環境が確保されているか。		○
	外部からの視線に対する配慮が行われている。		

14-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか。	△
	毎日清掃している。	
	汚れが目立ったときに、美化に務めている。	
	定期的に害虫駆除等の対策をしている。	
	音、気温、湿度、にがい等環境面の評価を定期的に行っている。	
	不適切な点があった時に改善している。	
14-3	家庭的な環境となるような工夫がされているか。	○
	身体的にリラックスできる空間や設備がある。	
	みんなが集まるリビングがある。	
14-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか。	○
	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている。	
14-5	必要な修繕等が行われているか。	△
	壁の破損、窓の破損など危険箇所がない。	
	破損した場合、できるだけ早期に修繕できる体制・予算が確保されている。	
14-6	生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか。	○
	閉塞感がない。	
	植栽等を利用して景色に配慮している。	
<判断した理由・特記事項等> 子どもからの意見を聴く機会として意見箱も設置しており、生活環境の向上に努めている。また掃除については、当番制で毎日実施しており、美化に努めている。施設内の修繕は、予算の範囲内で職員で対応できることは適宜行い、大規模な修繕などは予算次第で対応することとなっているが、壁紙等の破損が目立つ箇所も見られた。月に1回、ドッグセラピーを実施するなど子どもがリラックスできる時間を提供したり、食堂でお菓子作りを行うなど家庭的な環境づくりに努めている。		

Ⅱ-2 管理者の責務

		自己評価	第三者評価結果
No. 15	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか。	b	a ・ ㊦ ・ c
15-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか。		△
	管理者の役割と責任が明確になっている。		
	管理者の役割と責任が、職員に周知されている。		
	職員との信頼関係ができています。		
15-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか。		○
	一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている。		
	リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている。		
15-3	スーパーバイズができていますか。		△
	管理者が、相談支援担当と同程度以上のSV 研修を受けている。		
	管理者によるSV が行われている。		
	管理者によるSV を行う仕組みがある。		
<判断した理由・特記事項等> 一時保護所としての理念は、「一時保護所マニュアル」に「基本的援助理念」が明記されている。管理者は児童相談所所長補佐（一時保護担当）が入所・退所の受け入れ・管理、関係機関への連絡・報告等の業務を行い、時間のある時は子どもたちと接する機会を持ち、常に職員に声かけを行っている。様々な話を聞きつつ、その責務を全うできるよう努めているが、就任1年目ということもあり、職員との信頼関係構築はまだこれからである。今後に期待したい。			

Ⅱ-3 適切な職員体制

		自己評価	第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 設備運営基準の遵守			
No. 16	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
16-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか。		△
	児童養護施設ついて定める設備運営基準以上の職員配置がされている。		
	定員数等に応じた、職員数が確保されている。		
	保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている。		
	各時間帯に必要な職員が配置されている。		
<判断した理由・特記事項等> 一時保護所として必要な児童指導員、保育士、心理療法担当職員、学習指導員、看護師等の職員は、配置基準を充足している。ただ、実際の業務量に対して十分な職員数が足りているかという視点では課題が残る。職員アンケートからは、子どもの年齢層や人数が絶えず変わるため、不足することが多いといった声もあり、現場からは人員増員を求めている。			
Ⅱ-3-(2) 職員の適正配置			
No. 17	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
17-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっているか。		○
	直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）の役割が明確されている。		
	保健師・看護師の役割が明確にされている。		
	心理療法担当職員・学習支援員の役割が明確にされている。		
17-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか。		○
	職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている。		
	子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている。		
	SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士の有資格者）。		
17-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか。		△
	児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある。		
	適切にスーパービジョンがなされている。		
	相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている。		
<判断した理由・特記事項等> 各職種の役割や責任及び権限は、一時保護所マニュアルの職員業務概略の事務分掌表に、指導員、保育士、学習指導員、心理士の業務分担が明文化されており、職員全員に周知されている。専門職員間の情報共有、連携は図られているものの、職員からはさらなる連携や情報共有が必要であるとの意見も多く、改善が望まれる。			
Ⅱ-3-(3) 情報管理			
No. 18	情報管理が適切に行われているか。	a	㉔ ・ b ・ c
18-1	個人情報が適切に取り扱われているか。		○
	個人情報に関わる書類が放置されていない。		
	個人情報に関わる書類の作成中などに、職員が離席する場合には、書類を隠すなどの配慮が行えている。		
	職員室内のホワイトボードに個人情報を記載している場合には、職員室の外から見えない場所に設置している。		
	個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている。		
	個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある。		
18-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか。		○
	個人情報以外の重要性、機密性の高い情報について、職員が認識できている。		
	重要性、機密性の高い情報について、個人情報と同様に必要な管理・配慮が行えている。		
18-3	書類や記録等が適切に管理・更新されているか。		○
	書類や記録等が適切に管理されている。		
	書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている。		

18-4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要が生じた場合には、子どもや保護者の同意を得ているか。	
	子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている。	
18-5	情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか。	○
	個人情報等の情報管理に関するマニュアル等が策定されている。	
	個人情報等の情報管理について、職員研修等の取組みが実施されている。	
<判断した理由・特記事項等> 個人情報の取扱いは、「東部児童相談所における情報の保護及び管理の方法に関する定め」に基づいて行われている。子どもの個人情報に関する書類は、職員以外入室できない職員室に保管されている。また、一時保護中の子どもの入所日等の情報は、職員室のホワイトボードに一覧にて管理している。情報管理に関するマニュアルの整備や研修により、個人情報保護に努めている。		
Ⅱ-3-(4) 職員の専門性向上の取組		
No. 19	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか。	c a ・ ㉔ ・ c
19-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか。	○
	児童福祉法の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研修等が実施されている。	
19-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか。	△
	計画的な研修が行われている（単発での研修となっていない）	
	研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている。	
	所内研修の他、派遣研修も実施されている（派遣研修のための予算が確保されている）	
	研修で現場を離れる職員がいてもシフトが回せるような体制がとられている。	
19-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されている。	△
	職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている。	
	職員のレベルに応じた達成水準が定められている。	
	個人ごとの「研修実績ファイル」がつくられ、研修歴がわかるようになっている。	
19-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか。	△
	OJTの意識的に行っている。	
	新任・転任者に重点的にOJTを行う職員を決めるなどの工夫がなされている。	
<判断した理由・特記事項等> 研修に関しては、庶務係が年度方針にて職員のスキルアップを目的とした研修計画を策定し、年間を通して研修が行われている。新任者等に対しては重点的にOJTを行うサポーターを決め、育成に向けた取組が行われている。今後は、会計年度職員も含めて研修への参加を増やすなど職員全体のスキルアップ向上に積極的に取り組まれない。		
No. 20	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか。	a ㉕ ・ b ・ c
20-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか。	○
	申し送りや申し送りノートの活用など、日々の情報共有を行う仕組みがある。	
	職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある。	
	申し送りや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時間などに配慮されている。	
20-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切か。	○
	情報共有の仕組みにおいて、共有・引継する情報が明確になっている。	
	必要な情報が共有されている。	
<判断した理由・特記事項等> 日々の引継ぎとして朝夕2回の申し送りを実施し、職員間の情報共有に務めている。申し送りに参加できない場合、申し送りノートで確認できるようになっている。また、月2回の係会議に参加できない職員には議事録が回覧され、情報共有を図っている。保育士間においては、日々の情報共有を目的として別途、引継ぎノートを作成し業務内容の確認に活用している。		
Ⅱ-3-(5) 児童福祉司との連携		
No. 21	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか。	b a ・ ㉖ ・ c
21-1	一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか。	○
	一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている。	
21-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか。	△
	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある。	
	追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある。	

<判断した理由・特記事項等> 一時保護所は24時間のシフト勤務体制下にあるため、児童福祉司等との連携を日常的に行うことが厳しい状況ではあるが、受理会議、観察会議、判定会議等を通して、児童相談所の他の部門との情報共有を図っている。しかし、緊急の入退所も多く、児童福祉司、児童心理司との連携に努めているものの人手不足や連携不足も生じている点は課題である。			
Ⅱ-3-(6) 職場環境			
No. 22	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか。	b	a ・ ㉔ ・ c
22-1	適正な就業状況が確保されているか。	△	
	労務管理体制が構築されている。		
	時間外労働や休暇取得などが適切に行われている。		
22-2	職員が働きやすい職場環境づくりの取組がなされているか。	○	
	メンタルヘルスに関する取組が行われている。		
	ハラスメントの防止策・対応策などの取組が行われている。		
	希望があれば、職員が相談できる体制がある。		
<判断した理由・特記事項等> 4週7休プラス年次有給休暇の取得、6連勤にならないようなシフト作成を心がけているが、緊急一時保護や個別援助を必要とする子どもや長期の一時保護による影響も大きく、超勤勤務が多い。また、休暇の取得が難しい職場である。働き方改革の観点からも課題として取り組まれることに期待したい。			

Ⅱ-4 関係機関との連携

		自己評価	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 医療機関との連携			
No. 23	医療機関との連携が適切に行われているか。	b	㉔ ・ b ・ c
23-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか。	○	
	子どもの健康管理において、医療機関が必要な場面がかかわっている。		
	治療的ケアを必要とする場合に、医療機関からの協力を得られている。		
23-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか。	○	
	医療的な面での支援等が必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケアの体制が構築されている。		
	必要性を感じた職員が必要なときに「提案」できる仕組みがある。		
＜判断した理由・特記事項等＞ 入所時の健診は、主治医、もしくは近隣の医療機関に依頼している。子どもの健康管理は、看護師を中心に行われている。また必要に応じて、地域の医療機関に受診している。児童福祉司、看護師との連携などチームケアの体制も、できる範囲内で協力体制が構築されている。			
Ⅱ-4-(2) 警察署との連携			
No. 24	警察署との連携が適切に行われているか。		a ・ b ・ c
24-1	子どもに対し、警察が面接などを行う場合には、可能な限り協力しているか。		
	子どもが拒んだ場合に、子どものアドボケイトを行っている。		
＜判断した理由・特記事項等＞			

評価対象Ⅲ 一時保護所の運営

Ⅲ-1 一時保護の目的

		自己評価	第三者評価結果
No. 25	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
25-1	理念・基本方針が職員に周知されているか。	△	
	掲示や配布等により、理念・基本方針の職員への周知が図られている。		
25-2	一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか。	○	
	理念・基本方針が策定されている。		
	理念・基本方針の内容は、一時保護の目的に合致したものとなっている。		
<判断した理由・特記事項等> 一時保護所マニュアルの中で基本的援助理念として説明されている。職員には、入職時に当該マニュアルを配布して説明している。課題として、職員間で理念の浸透の温度差があり、職員全員との共有・周知に関しては研修等を通じて実践されることに期待したい。			

Ⅲ-2 一時保護所の運営計画等の策定

		自己評価	第三者評価結果
No. 26	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか。	c	a ・ b ・ ㉔
26-1	事業計画が策定されているか。		△
	活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている。		
	事業計画には、活動・行事以外にも、必要な事業内容が具体的に示されている。		
26-2	事業計画に基づく取組が実施されている。		△
	事業計画に基づき、取組が実施されている。		
26-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか。		△
	事業計画の策定と評価、見直しなどの手順が明確になっている。		
	目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている。		
	評価を行いやすいように、できる限り数量化を行うなどの工夫が行われている。		
26-4	策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか。		△
	事業計画に、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある。		
<判断した理由・特記事項等> 年度単位の事業計画は策定していないが、計画として「行事」、「衣類・日用品」、「指導係」、「庶務係」の各係が単年度の方針を計画している。業務の性格上、緊急突発的な業務も多いことから、計画を策定しづらい面も考慮できるが、職員の人材確保や人材育成・研修等を盛り込んだ、単年度の事業計画の策定に期待したい。			

Ⅲ-3 一時保護所の在り方

		自己評価	第三者評価結果
No. 27	緊急保護は、適切に行われているか。		a ・ b ・ c
27-1	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか。		
	子どもの身体状況を把握するための健康診断が速やかに行われている。		
	必要に応じて、専門医の診察を受診させている。		
	緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている。		
	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている。		
	閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている。		
27-2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか。		
	子どもに対して必要な説明が行われている。		
	子どもに対してわかりやすく伝える工夫がされている。		
<判断した理由・特記事項等>			

Ⅲ-4 一時保護所における保護の内容

		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 生活面のケア			
No. 28	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
28-1	個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面に於いて生活面のケアを行っているか。		○
	子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている。		
	健康維持を第一に行っている（例：歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない）		
	幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的生活習慣の習得に十分配慮している。		
	精神的も不安定な場合、心理的ケアが行われている。		

28-2	日課構成は適切か。	○	
	子どもの状況に応じた、日課が構成されている。		
	入浴の回数は適切である。		
	子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている。		
28-3	一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか。	△	
	掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることには子ども自身がやれるように工夫されている。		
＜判断した理由・特記事項等＞ 子ども一人ひとりが規則正しい生活が送れるよう日課を定めている。入浴は毎日行い、夏季の暑い時期には入浴とは別にシャワーが利用できるよう配慮がなされている。また、日課の内容について職員会議等で議論され、必要に応じて変更する仕組みがある。一方で、一時保護所の生活を通して生活習慣を身につける支援については、掃除は当番制で行ってはいるものの、その他の家事をする機会は少ない。生活習慣を身につけるための支援の今後の取組に期待したい。			
Ⅲ-4-(2) レクリエーション			
No. 29	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
29-1	レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか。	○	
	レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている。		
29-2	子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか。	○	
	子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている。		
	一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている。		
29-3	必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか。	△	
	野外活動等が行われている。		
	野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組・工夫が行われている。		
29-4	遊具や備品について、定期的に点検しているか。	△	
	遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている。		
＜判断した理由・特記事項等＞ 毎月外部から講師等を招き、ドッグセラピー等の行事が実施されている。行事への参加は子ども本人の希望を尊重し、自由参加としている。また、体育館や敷地内の運動場が併設され、休日の自由時間には子どもが自由に使うことができ、レクリエーションの場が提供されている。一方で、人員体制やプライバシー保護体制の課題もあり、定期的な野外活動は行っていない。今後の取組に期待したい。			
Ⅲ-4-(3) 食事（間食を含む）			
No. 30	食事が適切に提供されているか。	a	a ・ ㉔ ・ c
30-1	1日3食の食事が提供されているか。	△	
	1日3食の食事が、適切な時間に提供されている。		
	一定期間の予定献立が作成されている。		
	栄養バランスに配慮された食事が提供されている。		
	嫌いなものも食べられるように、適切な支援をしている。		
	食事時間が、最低30分は確保されている。		
	定時に食事ができなかった子どもに対して、適切に食事が提供されている。		
30-2	食事の安全・衛生が確保されているか。	○	
	食材の検収・保管が適切に行われている。		
	調理時の衛生管理が徹底されている。		
	厨房等の調理スペースは、衛生に保たれている。		
	食器等の洗浄、消毒、保管等の衛生管理が適切に行われている。		
	調理員等は、日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施している。		
	職員等による検食が適切なタイミングで行われている。		

30-3	食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか。		○
	アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている。		
	アセスメントができていない子どもがいることを想定した、食事アレルギー等への対応に配慮している。		
	宗教上の理由で食べられない食品への配慮が行われている。		
	子どもの年齢、体格等に応じた食事量の調整を適切に行っている。		
	体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている。		
30-4	おいしく食事をするための配慮がなされているか。		△
	食事の種類に応じてそれぞれが適温で提供されている。		
	子どもの嗜好調査等が行われ、子どもの嗜好等に配慮した食事が提供されている。		
	適切な仕様の食器が選択されている。		
	食事のときのテーブルの高さ、椅子の高さに配慮されている。		
	食堂から見えるものへの配慮がされている。		
30-5	子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか。		△
	明るく楽しい雰囲気となるよう配慮されている。		
	食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている。		
	ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組がされている。		
<判断した理由・特記事項等> 調理は外部業者に委託をしている。アレルギー対応食については配膳場所をエリア分けしたり、座席やお盆を別にする等の誤配対策を実施し、事前の情報が無い子どもにはアレルギー除去食を提供する体制がある。また、年齢に応じてごはんの量を変えたり、体調不良の子どもへの対応も随時対応が行われており、安全に配慮した食事提供が行われていると言える。一方、子どもの嗜好調査の実施や食事時間がやや短点、コロナ禍以降黙食を継続している点等、子どもが食事を楽しむための取組については改善の余地がある。			
Ⅲ-4-(4) 衣服			
No. 31	子どもの衣服は適切に提供されているか。	b	a ・ ㊦ ・ c
31-1	衣服の清潔は保たれているか。		○
	洗濯の回数・方法が適切である。		
31-2	衣習慣が身につくように支援しているか。		○
	気候にあわせた衣服を着用するよう指導している。		
	子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている。		
31-3	発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか。		△
	私服を着用できるようにしている。		
	貸与の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている。		
31-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか。		○
	肌着を使い回していない（下着は新品を使用）		
	気候にあわせて衣服を貸与している。		
	古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与していない。		
	破損した場合、繕ったり交換している。		
<判断した理由・特記事項等> 毎日着替えができるよう二組の衣類を貸し出している。肌着は新品を使用し、衣類等が破損した場合は交換・補修を行っている。また衣習慣については、職員が指導を行っている。私服の持ち込みは試行実施である。衣類の選択は現在は子どもではなく職員が行っているが、ある程度子どもの希望が通るような取組を予定している。子どもの自主性を伸ばす今後の取組に期待したい。			
Ⅲ-4-(5) 睡眠			
No. 32	子どもの睡眠は適切に行われているか。	b	a ・ ㊦ ・ c
32-1	就寝・起床時刻は適切か。		△
	発達段階に応じた睡眠時間が確保されている。		
	職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要）		

32-2	睡眠環境は適切か。		○
	就寝時の空調温度が適切に設定されている。		
	清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている。		
	特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている。		
<判断した理由・特記事項等> 幼児・小学生・中学生以上で就寝時間がそれぞれ定められている。室温は職員が管理し、適切な室温が保たれるようになっている。寝具は布団の他に季節に応じてタオルケット・毛布が用意され、必要に応じて提供されており、就寝環境は整えられている。一方で就寝時間は中学生以上で10時間と一般家庭に比べてかなり長く設定されており、職員アンケートからも特に高校生以上については就寝時間が早いという意見が見られた。今後、柔軟な就寝時間の運用が望まれる。			
Ⅲ-4-(6) 健康管理			
No. 33	子どもの健康管理が適切に行われているか。	a	① ・ b ・ c
33-1	子どもの健康状態が把握されているか。		○
	日々の子どもの健康状態を把握し、記録している。		
	子どもの健康状態がよくない場合には、子どもの状態について具体的に記録している。		
	医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある。		
33-2	子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか。		○
	必要に応じて健康診査を受けさせている。		
	体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっている。		
	応急の医薬品等が備え付けられている。		
	診療科目ごとに受診する医療機関がリストアップされている。		
	診療に必要な「受診券」が準備されている。		
	診察に連れて行く職員が確保できる体制になっている。		
<判断した理由・特記事項等> 1日2回検温が実施され、その都度健康に関して聞き取る体制がある。看護職員が直接健康状態を把握する機会のほか、引き継ぎ時に健康情報を共有する仕組みがある。健康診断は入所時に嘱託医により行われている。また看護マニュアルにより、体調不良時やケガが発生した際の対応方法も明確になっている。近隣の医療機関がリストアップされており、必要時に応じて職員付き添いの下、通院対応が行われている。適切な健康管理に努めている。			
Ⅲ-4-(7) 教育・学習支援			
No. 34	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか。	b	a ・ ② ・ c
34-1	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか。		○
	子どもの学習時間が確保されている。		
	子どもの希望に応じ、学習時間以外でも学習できる環境を確保している。		
	学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握している。		
	一人ひとりの子どもの学力等に応じた学習支援を行っている。		
学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども、基礎的な学力が身についていない子どもには、学ぶことの楽しさや達成感などを味わうことで学習意欲を高めるための創意工夫した学習を行っている。			
34-2	通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか。		△
	保護期間が長期化する子どもについて、一時保護委託等を含めて通学機会を確保するための十分な検討を行っている。		
	受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学機会の確保に努めている。		
	通学させる場合には、子どもの安全に十分に配慮している。		
<判断した理由・特記事項等> 日課に学習の時間が組み込まれているほか、自由時間にも学習できるようにしており、学習の機会は確保されている。子どもの学力はテストで把握し、学力に応じて教材の選定や職員による支援が行われている。修学旅行等の行事は子どもの希望に応じて送り出すことをしているものの、通学についてはほとんど実施されていない。子どもが通学に対して前向きに考えることを後押しする取組とその実現に向けた体制づくりが望まれる。			
Ⅲ-4-(8) 保育			
No. 35	未就学児に対しては適切な保育を行っているか。	a	③ ・ b ・ c
35-1	発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか。		
	必要な支援を行う体制が確保されている。		
	必要な保育が提供されている。		
	子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている。		
子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている。			

<判断した理由・特記事項等> 未就学児については保育職員が中心となり、日課の作成をはじめ日々の保育が提供されている。保育メニューや遊びの内容については保育職員間で話し合いがなされ、工夫を凝らした取組が行われている。		
Ⅲ-4-(9) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等		
No. 36	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか。	a ・ b ・ c
36-1	子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか。	
	子どもの年齢や状況に応じ、家族に対する支援や対応に関する情報を提供している。	
	子どもへの情報提供にあたり、説明する内容やタイミング、誰から説明するかなどについて、子どもの状況を踏まえて十分に検討している。	
	面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われている。	
36-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか。	
	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に共有されている。	
	説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている。	
36-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか。	
	一番近くで生活をとともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている。	
	子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている。	
<判断した理由・特記事項等>		

Ⅲ-5 特別なケアの実施

		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 性的問題への対応			
No. 37	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか。	b	① ・ b ・ c
37-1	受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか。		○
	性的問題行動の内容と背景要因を理解した上で、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している。		
37-2	子どもの問題に応じた性教育等の支援を行っているか。		○
	異性からの性加害を受けた子供に対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている。		
	具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感等を教えている。		
37-3	一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか。		○
	他の子どもたちと分離している。		
	分離できる設備と職員体制が確保されている。		
	教育・指導を改めて行っている。		
	他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している。		
	必要に応じて、医療機関も受診させている。		
37-4	PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか。		○
	警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている。		
<判断した理由・特記事項等> 緊急の受入れが多く、事前にカンファレンスを行うことは徹底できていないが、受入後は観察会議を定期的に開催し、多職種による支援・対処方法が協議されている。また、性加害を受けた経験の有無に関係なく、同性職員による対応が行われている。入所のルールには身体接触の内容が盛り込まれており、子どもたちへルールや適切な距離感等を教えている。また性的問題行動が起きた場合には、個別援助に切り替えて教育・指導が行われる体制がある。			
Ⅲ-5-(2) 問題行動のある子どもへの対応			
No. 38	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか。	b	① ・ b ・ c
38-1	他害や自傷行為の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか。		○
	受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている。		
	心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている。		
	心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている。		

38-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか。 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している。 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている。	○	
38-3	他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか。 緊急時に必要な応援体制が確保されている。 緊急時には110番することが職員に周知されている。 他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている。 子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならないところまで追い詰められたのか、その気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている。 他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている。	○	
＜判断した理由・特記事項等＞ 入所時の面談でアセスメントを実施するほか、観察会議や日々の生活から得られた情報をもとに対応が協議されている。また、必要に応じて通院を勧め、医学的アドバイスも受けられる体制がある。他害等の逸脱行為があった場合の対応は、緊急時に110番通報することや必要時に併設の児童相談所職員に支援を求める事等が一時保護所手引きに定められており、職員も理解している。			
Ⅲ-5-(3) 無断外出を行う子どもへの対応			
No. 39	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか。	b	①・b・c
39-1	無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している。 受入時に無断外出を行う可能性が把握されている。 心理的状況や無断外出を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている。 心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている。	○	
39-2	無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか。 無断外出した子どもを温かく迎え入れ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、子どもが無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止めている。 無断外出後には、安全確認（危険物などの持ち込みがないか、負傷していないか）や、行動確認（自傷、他害、窃盗などをしていないか）を行っている。 無断外出した子どもに、作業や運動などを罰として科すなどの対応をしていない。 無断外出を繰り返す子どもであっても、鍵のかかった部屋に入れておく、その他外出できないようにする等、子どもを拘束することをしていない。	○	
39-3	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか。 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している。 無断外出が発生した場合に、その影響を受けている子どもたちへの配慮も行われている。	○	
＜判断した理由・特記事項等＞ 入所時のアセスメントで可能性を確認し、入所後の対応方針が検討されている。無断外出が発生した際には、無断外出対応のマニュアルに沿って対応が行われている。無断外出した子どもに対しては安全確認・行動確認後、個別対応を行い、想いや気持ちを確認している。その際、特段ペナルティを課すことはしていないが、ルールに抵触した事を伝え、振り返りと今後に向けた話し合いが行われている。			
Ⅲ-5-(4) 重大事件に係る触法少年への対応			
No. 40	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか。	b	a・b・㊦
40-1	一定の重大事件に係る触法少年と思科される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか。 各種調査・診断を経たうえで、支援内容が決定されている。 事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制がある。	△	
40-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか。 他児の生活スペースから分離されている。 刺激が少ない場所にある。	△	
40-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか。 重大事件の場合に、他児に与える影響等の検討が行われている。 他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている。	△	
＜判断した理由・特記事項等＞ 受け入れるケースがほとんど無いこともあり、重大事件に係る触法少年に対しての対応方針は特に定められていない。しかし、今後受入れの可能性があることを考慮して、対応方針・マニュアル等の策定が望まれる。			

Ⅲ-5-(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応			
No. 41	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか。		a ・ b ・ c
41-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか。		
	亡くなった理由や子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っている。		
41-2	葬儀等に参加させているか。		
	子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている。		
41-3	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか。		
	子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組を行っている。		
＜判断した理由・特記事項等＞			
Ⅲ-5-(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応			
No. 42	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか。	b	a ・ ⑥ ・ c
42-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか。		△
	被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握が行えている。		
	子どもの心身の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている。		
	必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある。		
42-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか。		△
	心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している。		
	保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている。		
	保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている。		
＜判断した理由・特記事項等＞ 被虐待児に対しては特別な対応はしない方針である。他の子どもと同じく受入れ時にアセスメントを行い、被虐待児であることや心身の状況を把握した上で配慮した支援に努めている。また、観察会議で日々の対応が協議され、必要に応じて通院を勧める等のケアが行われている。全体的に被虐待児童への配慮はされているものの、十分な取組とまでは言えない。今後、心理的ケアの専門職のかかわりを増やすなど、支援体制の充実に期待したい。			
No. 43	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか。	c	a ・ b ・ ㉠
43-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか。		△
	子どもの障害の状況等に関する把握が行えている。		
	子どもの障害の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている。		
	身体障害を有する子どもの受入を行うにあたり、バリアフリーや設備等のハード面での環境整備や工夫が行われている。		
	身体障害や知的障害を有する子どもの受入を行うにあたり、介助を含んだ生活支援が行える体制がある。		
	発達障害を有する子どもの受入を行うにあたり、刺激のコントロールが行える環境や体制がある。		
	必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある。		
	受入可否の判断基準と対応が明確になっている。		
43-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか。		○
	心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している。		
	保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている。		
	保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている。		
	個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている。		
43-3	障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組がなされているか。		△
	障害への理解を深めるための取組がなされている。		
	障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている。		
＜判断した理由・特記事項等＞ 近年知的障害のある子どもの受入れは増えてきている。しかしながら障害児対応の専門職の配置はなく、ハード面においても個室環境・バリアフリー環境の対応が不足しており、対応は主に職員の努力に負う部分が大きい。職員へのヒアリングでは人員体制に余裕がなく、研修に行く時間がなかなか取れないとの声も聞かれた。今後、設備の改修や研修環境の整備など、支援体制の充実に望まれる。			

No. 44	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
44-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか。 子どもの健康の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている。 定期的な注射等の医療行為など、日常生活における必要な支援や対応が行える体制がある。 職員間での情報共有や観察・管理を徹底するための取組が行われている。 子どもの健康状況に応じ、想定される緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されている。 受入可否の判断基準と対応が明確になっている。	△	
44-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか。 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している。 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている。 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている。 個別の日課や支援計画に、日常的な服薬管理、ホルモン剤やインシュリン等の定期的な注射や吸入などの対応や、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている。 個別の日課や支援計画に、日常生活において留意すべき疾病やその対応方法等が明記されている（エビベンが処方されている等の重度のアレルギー、血友病、日光禁止の疾病など）	△	
44-3	服薬管理や医療行為は適切に行われているか。 飲み忘れや誤薬等が発生しないような工夫が行われている。 必要な医療行為が適切に行われるよう、職員配置や対応に関する職員研修等の実施などの体制確保を行っている。	△	
＜判断した理由・特記事項等＞ アセスメントにより子どもの健康状態の把握に努めている。また、子どもの健康管理マニュアルが整備され、服薬管理やアレルギー対応も行われている。服薬時は複数職員による確認のほか、アレルギー食の誤配対策も実施され、安全面に配慮した支援が行われている。一方で、日常的に医療行為が必要な子どもを受け入れる体制がなく、現状では受入れは行わない方針である。医療的ケアが必要な子どもの受入れに関しては中長期的な課題として検討されたい。			

Ⅲ-6 安全対策

		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-6-(1) 無断外出防止及び発生時対応			
No. 45	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか。	a	㉔ ・ b ・ c
45-1	無断外出があった場合の対応は明確になっているか。	○	
	無断外出があった場合の対応は明確になっている。		
	無断外出があった場合には、職員自ら子どもの発見・保護に努めている。		
	無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している。		
	無断外出があった場合には、必要に応じ、警察署に連絡して、発見・保護を依頼している。		
	無断外出した子どもが、他の都道府県等に一時保護された場合の移送あるいは引き取りについて、子どもの福祉を十分に勘案して決定している。		
45-2	無断外出の未然防止に努めているか。	○	
無断外出の可能性のある子どもの把握が行えている。			
保護所の構造上、無断外出の可能性のある場所について、管理体制を強化するなどの工夫を行っている。			
＜判断した理由・特記事項等＞ 無断外出対応マニュアルが整備され、マニュアルに沿って対応している。無断外出があった際は職員が探したり必要に応じて警察署等への連絡により、発見・保護に繋げている。また、入所時のアセスメントにより無断外出の可能性について把握し、無断外出の未然防止に努めている。			
Ⅲ-6-(2) 災害時対策			
No. 46	災害発生時の対応は明確になっているか。	b	㉔ ・ b ・ c
46-1	火災時の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか。	○	
	具体的な避難計画が作成されている。		
	避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている。		
	防災カーテンの設置など、設備上の火災等の発生防止を行っている。		
	避難動線が確保されており、非常口が塞がれていない。		
	消火器及び消火栓が稼働することが確認できる。		

46-2	避難訓練を毎月1回以上実施しているか。	○
	避難計画に基づく避難訓練が実施されている。	
46-3	日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか。	○
	緊急事態発生時に連携が必要であると想定される関係機関の連絡先が明示されている。	
	緊急事態発生時の関係機関との連携について、その具体的な方法、手順等が明確になっている。	
<判断した理由・特記事項等> 併設の児童相談所と一体となった避難計画が策定されている。避難訓練は毎月実施され、昼間想定のカース、夜間想定のカースなど、シチュエーションを変えながら訓練が行われている。また、関係機関の連絡先をリストアップし、万が一の際は連絡できるようにしている。災害発生時の対応を明確にし、子どもの安全確保に努めている。		
Ⅲ-6-(3) 感染症対策		
No. 47	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか。	a ① ・ b ・ c
47-1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか。	○
	一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している。	
	子どもが感染症を有している場合又は有する可能性がある場合には、他の子どもから隔離する、必要な治療を行うなどの対応が行えている。	
	ノロウィルスやインフルエンザなど、季節的な流行のある感染症について、その発生を防止するための取組が行われている。	
47-2	感染症が発生した場合の対応が明確になっているか。	○
	感染症発生時について、マニュアル等によりその対応が明確になっている。	
	感染症が発生した子どもを隔離するための静養室などの設備がある。	
	季節や症状等から予測して適切な対応が行えるよう、必要な消毒剤等が準備されている（ノロウィルス発生時のための次亜塩素酸ナトリウムなど）	
<判断した理由・特記事項等> 看護マニュアルに感染症対策が盛り込まれ、マニュアルに沿った対応が行われている。入所時にも感染症の有無を確認するほか、日々の生活の中で注意喚起を行う等の予防対策がなされている。また、部屋数に限りはあるものの、感染症が発生した場合は隔離対応を行い、他の子どもへの感染防止に努めている。		

Ⅲ-7 質の維持・向上

	自己評価	第三者評価結果
No. 48	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか。	b a ・ ② ・ c
48-1	マニュアル等が作成され、諸君全体で共有や確認できる体制があるか。	○
	養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある。・基本的な相談支援に関する事項・養育・支援実施時の留意点・子どものプライバシーへの配慮・設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順	
	リスク管理に関して定めたマニュアルがある。・想定されるリスク・未然防止策と発生時の対応	
	各マニュアルの目的に応じて活用されている（マニュアルの内容に関する研修の実施、職員の執務スペースなどへの設置等）	
48-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか	△
	マニュアルの内容に関する研修が実施されている。	
	職員の執務スペースなど、必要な時にいつでも職員が確認できるよう工夫されている。	
	その他、各マニュアルの目的に応じた活用の工夫がある。	
48-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか。	△
	定期的にチェックを行う仕組みがある。	
	SVIによる確認が行われている。	
	マニュアル等に基づくケア等が行われている（マニュアルが形骸化していない）	
48-4	マニュアル等の内容について見直し等が行われているか。	△
	必要に応じて、マニュアル等の見直しが行われている。	
	定期的に見直しを行う仕組みがある。	
	マニュアル等の見直しにあたり、ボトムアップの仕組みがある（担当者が定められている、職員の意見を反映する仕組みがなど）	
<判断した理由・特記事項等> 市が定めた手引をベースに施設の業務に即したマニュアルが作成されている。しかし、職員への周知は主に新規配属時に限られ、その後の活用についてチェックする仕組みはない。また、見直しについても必要性を感じた職員が会議に挙げて変更を検討する事はあるものの、定期的に見直す機会は設けられていない。より良い支援のため、定期的な見直しの機会を設ける、職員への周知方法の改善、業務への活用方法等について改めて検討されたい。		

No. 49	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか。	b	a ・ b ・ ㉔
49-1	自己評価が定期的に行われているか。 自己評価を定期的実施している。		△
49-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか。 外部評価を定期的に受けている。		△
49-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか。 評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組につなげていく仕組みがある。 評価結果及び苦情相談内容に基づく質の向上を行った実績がある。		△
49-4	職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか。 PDCAサイクルを恒常的に実施する仕組みがある。 PDCAサイクルに基づく、質の向上を行った実績がある。 PDCAサイクルに全職員が参画するなど、組織的な取組とするための工夫が行われている。		△
<判断した理由・特記事項等> 職員は個人の振り返りは行っているものの、組織的な振り返りは今回の第三者評価が初めてである。今後、組織として定期的に自己評価を行うとともに、そこから施設全体の評価に繋げ、課題の明確化と改善の実施に向けたPDCAサイクルに基づいた質の向上が行われることに期待したい。			

評価対象Ⅳ 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

Ⅳ-1 アセスメントの実施

		自己評価	第三者評価結果
Ⅳ-1-(1) 保護開始時			
No. 50	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
50-1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか。 可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組が行われている。 必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている。 保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後にも関係機関等との連携により、迅速な情報収集に努めている。		△
50-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか。 集団生活に関する子どもの健康状態等についての確認を行っている（アレルギーの有無、ワクチンの接種状況、感染症等の有無など） 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている。		○
<判断した理由・特記事項等> 児童福祉司からの保護票や入所時の面接において、子どもや家庭の状況の把握に努めている。夜間の緊急の受入れ時には、取り急ぎアレルギーや感染症の有無を把握し、家庭の状況等の詳細は改めて確認するようにしている。児童福祉司からの保護票等の情報や、受入れ後の連携等は行われているものの、情報量や迅速さについては十分とは言えない。			
No. 51	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
51-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか。 関係機関との総合的なアセスメントが行われている。 保護開始時に十分なアセスメントができていない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている。		△
51-2	総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか。 総合的なアセスメントに基づく援助方針が策定されている。 虐待の影響による症状が出ている場合には、生活の中での治療を第一選択としている 子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている。		△
<判断した理由・特記事項等> 担当児童福祉司と子どもの面談の回数に差が見られるため、アセスメントや情報共有においては課題が見られる。また観察会議で子どもの支援について話し合いが行われているものの、児童福祉司等の参加がない点は、援助方針の共有において課題である。児童福祉司と一時保護所の連携を充実させることで、子どもへの支援の質の向上に繋がると感じる。今後期待したい。			

IV-2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

		自己評価	第三者評価結果
No. 52	援助指針に沿った個別ケアを行っているか。	c	a ・ ㉔ ・ c
52-1	個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか。		△
	子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われている。		
	子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針（援助方針）に沿って行われている。		
	援助指針は子どもの状況に応じた個別ケアが大前提となっている。		
	個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している。		
	集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている。		
<判断した理由・特記事項等> 援助方針の共有については前項同様課題である。また、一時保護所は個別ではなく基本的には集団が基本となっている。しかし、担当制を導入しているため、子どもの個別対応については少しずつではあるが効果が出てきている。集団生活のためできないことはあるものの、できる範囲内で子どもの事情に配慮した対応が行われている。			
No. 53	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
53-1	子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか。		△
	子どもとの関わりを通じ、子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている。		
	一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている。		
	子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などと関連性を吟味している。		
53-2	子どもの変化に応じた支援が行われているか。		△
	子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている。		
	子どもの状況や変化により、必要に応じて個別援助指針の見直しを行うための仕組みがある。		
58-3	必要のない長期間の保護が行われていないか。		
	必要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別援助指針の評価、見直しが行われている。		
	一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている。		
<判断した理由・特記事項等> 一時保護所では担当職員との面接や行動観察等を通じてアセスメントを行っている。一時保護所内での生活を通じた変化については共有しているものの、前項同様援助方針の共有や見直しについては課題である。援助方針に基づいた養育・支援の実施と、子どもの変化に応じた情報共有・連携と援助方針の見直しにより、適切な支援に繋がることが望まれる。			

IV-3 子どもの観察

		自己評価	第三者評価結果
IV-3-(1) 子どもの観察			
No. 54	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
54-1	子どもの全生活場面について行動観察を行っているか。		△
	子どもと定期的に面談等を行っている。		
	種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している。		
	担当者に限らず、様々な職員の視点から行動観察が行われている。		
54-2	子どもの行動観察の結果を記録しているか。		△
	子どもの日々の様子が記録されている。		
	客観的事実を所見が区分して書かれている。		
	子どもに関する記録は、子ども別のノートやファイルに書かれている。		
<判断した理由・特記事項等> 子どもの生活場面における記録として簡易記録、児童記録、学習ファイル等が確認できる。一方、行動観察票の作成がすべての子どもに行われていない点や記録のための時間の確保については課題がみられる。業務時間内で記録する時間を個別に設ける、記録のICT化など、職員の負担を減らしながらも質の高い記録となるための取組に期待したい。			
IV-3-(2) 観察会議等の実施			
No. 55	観察会議が適切に行われているか。	b	a ・ ㉔ ・ c
55-1	職員は、業務引継を適切に行っているか。		○
	子どもの状況について、職員が充分に把握できている。		

55-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか。	△
	週1回の観察会議を実施している。	
	観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられる行動の背景、援助方針について確認し、行動診断を行っている。	
	観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加している。	
	観察する上で、長所（ストレングス）と短所（課題）の両面を意識している。	
	観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている。	
	観察会議の結果が判定会議に提出されている。	
<判断した理由・特記事項等> 日々の子どもの状況は、通院や個別情報、申し送り事項等を記した業務日誌を回覧したり、朝夕の引継ぎで共有を図っている。観察会議は月2回行われているが、回数、時間、児童福祉司等の参加については十分とは言えない。児童福祉司に参加を呼びかけたり、観察会議を行う係会議を効果的に進めていくため試行を重ねており、改善に繋がることに期待したい。		

評価対象Ⅴ 一時保護の開始及び解除手続き

V-1 開始手続き

		自己評価	第三者評価結果
V-1-(1) 保護開始に関わる支援・連携			
No. 56	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか。	a	①・b・c
56-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか。		○
	一時保護を行うにあたり、必要となる可能性のある支援が明確になっている。		
	必要となる可能性のある支援について、その対応や留意点等が明確になっている。		
	健康診断等の受診が必要な場合、受診させている。		
	子どもや保護者に対する説明等において、必要な支援を行っている。		
	その他、必要と思われる支援について、関係機関との連携のもと、必要な支援を行っている。		
56-2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか。		○
	日用品、着替え等をもっていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給または貸与している。		
	支給または貸与は、初日に行えるよう準備されている。		
<判断した理由・特記事項等> 入所時には、生活に必要なものは貸与している。基本的にはジャージであり、中のTシャツは色を選べるようにしている。不安な気持ちを抱える子どもに配慮して、夜暗くて眠れない場合には4人部屋で過ごしてもらう等、配慮している。健康診断や通院対応等の必要な支援も行われている。			
V-1-(2) 子どもの所持物			
No. 57	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか。	c	a・②・c
57-1	子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか。		
	子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている。		
	子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している。		
57-2	一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか。		△
	子どもの所持する物について、一時保護期間中のルールについて、丁寧に説明している。		
	所持品簿を作成している。		
	現金等の貴重品が適切に管理されている。		
57-3	子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか。		○
	必要に応じ、保護者等に変換している。		
	違法なものを所持していた場合は、速やかに警察に連絡をしている。		
<判断した理由・特記事項等> 子どもの所持している物については記名をし、預かった物は所持品簿に記録して別室で保管、現金などの貴重品は金庫で保管している。現状は、私物持ち込みは一部必要な物を除いて不可となっており、今年度中にルールを変更する予定として仕組みを検討している段階である。子どもに安心できる環境となるための取組として期待したい。			

V-2 解除手続き

		自己評価	第三者評価結果
V-2-(1) 保護解除に係る支援・連携			
No. 58	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか。	b	①・b・c
58-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報を提供しているか。		○
	一時保護の継続判断を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である。		
	情報提供は適切なタイミングで行われている。		
58-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか。		○
	成育歴、強み・長所、継続的に取り組むべき事項等について、一時保護中に得られた子どもに関する情報について、施設職員や里親等に情報提供している。		
	その他、保護解除後にも継続的な支援を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である。		
	施設職員や里親への情報提供は適切なタイミングで行われている。		
	保護所の職員から施設職員や里親に引継ぎやカンファレンスが適切に行われている。		
	情報提供すべき内容が的確に伝わるよう、情報提供の方法などを工夫している。		
<判断した理由・特記事項等> 一時保護の継続判断にあたり行動観察票の情報を提供している。一時保護所の生活で得られた子どもの情報が適切に引継ぎできるよう、市内の児童養護施設や児童心理治療施設等との懇談会が行われている。交流会を通じて意見交換を行ったり、相手の施設の状況を知ることができ、安心感が得られている。			
V-2-(2) 子どもの所持物			
No. 59	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか。	a	①・b・c
59-1	子どもの所持物は、一時保護解除時に返還しているか。		○
	所持物の返還時には、受領証を徴している。		
59-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われているか。		○
	子どもが所持することが子どもの福祉を損なう恐れのある物は、保護者等に返還している。		
	子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな所管物は、その権利者に返還している。		
	触法事件に関する物の権利者への返還にあたっては、警察と協議の上、返還を決定している。		
	権利者への返還にあたっては、権利を有しているかについて、各種資料に基づき慎重に行っている。		
	一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合には、保護者等の遺留物受領人に交付している。		
<判断した理由・特記事項等> 退所時には、貴重品以外は子どもに確認しながら返還している。貴重品は児童福祉司に渡し、児童福祉司から返還している。子どもの所持物の預かり、返還についての書類が整備されており、適切な対応に努めていることが確認できた。			